

# 認可地縁団体 設立の手引

令和4年9月

春日部市 市民参加推進課

# 目次

## I 認可地縁団体制度

- 1 地縁による団体とは . . . . . 3
- 2 制度の変遷 . . . . . 3
- 3 申請できる団体 . . . . . 3

## II 認可申請手続き

- 1 認可の要件 . . . . . 4
- 2 認可申請の流れ . . . . . 5
- 3 認可申請に必要な書類等 . . . . . 6

## III 認可後の地縁団体

- 1 認可地縁団体の順守事項について . . . . . 8
- 2 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について . . . . . 8
- 3 各種税金について . . . . . 9
- 4 告示事項変更手続きについて . . . . . 10
- 5 規約変更手続きについて . . . . . 10
- 6 不動産登記の特例について . . . . . 11

## IV 認可の取消しと解散

- 1 認可の取消し . . . . . 15
- 2 認可地縁団体の解散 . . . . . 15

## V 参考資料

### <認可申請関係>

・春日部市地縁団体認可申請事務取扱要綱	16
・認可申請書（様式第1号）	18
・規約の作成例と留意事項	19
・総会議事録 参考例	32
・構成員名簿 参考例	33
・代表者承諾書	34
・代表者承諾書 参考例	35
・告示書（認可）（様式第2号）	36
・地縁団体認可通知書（様式第3号）	37
・地縁団体台帳（様式第4号）	38
・規約変更認可申請書（様式第5号）	42
・規約変更認可通知書（様式第6号）	43
・告示事項変更届出書（様式第7号）	44
・告示書（解散）（様式第8号）	45
・告示書（清算）（様式第9号）	46
・告示書（変更）（様式第10号）	47
・告示事項証明書交付請求書（様式第11号）	48
・地縁団体認可取消通知書（様式第12号）	49
・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	50
・申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	51
・財産目録作成例（参考様式）	52

### <印鑑登録関係>

・春日部市認可地縁団体印鑑条例	53
・認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号）	57
・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第2号）	58
・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第3号）	59

# I 認可地縁団体制度

## 1 「地縁による団体」とは

「地縁による団体」とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されており、一定の地域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、自治会や町内会のように、区域に住所を有する人は誰でも構成員になることができ、良好な地域社会の維持・形成を目的として、住民の自主性により組織された団体は、原則として地縁による団体であると考えられます。

## 2 制度の変遷

地縁による団体は、従来、法律上はいわゆる「権利能力なき社団」として位置付けられており、不動産等の資産を保有している場合、団体名義では不動産登記することができませんでした。そのため、代表者個人の名義や住民複数の名義による登記を行うほかなく、名義人の転居や死亡などにより名義の変更や相続などの問題が生じる恐れがありました。

こうした問題に対処するために、地方自治法の一部を改正する法律（平成3年4月2日公布施行）において、「地縁による団体が一定の手続きの下に法人格を取得できる」規定が盛り込まれました。

制度開始当初の認可の目的は、法人格取得により団体名義で不動産登記をできるようにすることであったため、現に不動産を保有しているもしくは近い将来確実に保有することが申請用件のひとつでした。

現在は、認可の目的については不動産等の所有を前提としないものに見直されており（法第260条の2）、令和3年11月26日から、地縁による団体は「地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的として、認可を受けることができるようになりました。

## 3 申請できる団体

申請できる団体は、いわゆる自治会や町内会のような、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のみであり、以下のような団体は申請を行うことができません。

### ■特定の目的の活動だけを行う団体

（同好会やスポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など）

### ■構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体

（老人会や子供会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など）

## II 認可申請手続き

### 1 認可の要件

下記表の4項目が認可の要件となります。（地方自治法第260条の2第2項各号）  
認可の後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可の取消となります。

項目	要件
目的	<p>良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など）を行うことを活動の目的とし、現にその活動を行っている」と認められること。</p> <p>①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会活動のことです。 ②「現にその活動を行っている」とは、総会に提出した前年度事業報告書、前年度収支決算書、本年度事業計画書、本年度収支予算書によって判断します。</p>
区域	<p>その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>①その区域は、地番あるいは河川、道路等で画されており、容易に識別できることを要するものであります。 ②その区域は、団体が相当の期間（少なくとも1年以上）にわたり存続している現況によらなければなりません。</p>
構成員	<p>その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>①その区域に住む人は、誰でも会員になりうることであり、世帯を単位とすることは認められません。また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件を付けることはできません。 ②地縁による団体の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られます。ただし、区域外の住民、区域内に住所を有する法人・組合等の団体が賛助会員等になることを妨げるものではありません。 ③「相当数の者」の判定は、その区域内住民の過半数以上が構成員になっている場合は、要件を満たすものとしします。</p>
規約	<p>規約を定めていること。（以下の8つの事項が必須）</p> <p>①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項</p>

## 2 認可申請の流れ

### (1) 認可のための準備・検討

- ・認可の要件の確認、規約（案）の作成、
- ・所有財産の確認（団体名義への変更の同意の取得など）

※規約等の内容については市民参加推進課と協議の上作成します。

### (2) 総会の開催

#### 【議決事項】

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ①認可申請をすることについて  | ②規約の制定について  |
| ③構成員(会員)の確定について | ④代表者の決定について |
| ⑤保有する資産の確定について  |             |

### (3) 認可申請書類の作成

#### 【提出書類】

- ①認可申請書（様式第1号）
- ②規約
- ③認可申請について議決を取った総会の議事録
- ④構成員の名簿
- ⑤直近の総会資料
- ⑥代表者承諾書
- ⑦区域図

### (4) 審査

認可要件及び提出書類の内容を市で審査します。

### (5) 認可・告示

審査の結果、要件を満たしている場合は、市長はこれを認可し、通知します。また、以下の事項を告示し、地縁団体台帳（様式第4号）を市が作成します。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 代表者職務停止の有無等
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に定める解散事由
- ⑨ 認可年月日

### 3 認可申請に必要な書類等

申請する際に必要な書類等については、以下の点に注意してください。

(1) 認可申請書（様式第1号）（P18）

(2) 規約（参考例 P19）

規約には、地方自治法第260条の2第3項に定める**8つの事項**のすべてが記載されていることが必要です。

No	事項	詳細
1	目的	特定の活動のみを目的とするのではなく、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが目的」である旨を明記することが必要です。
2	名称	団体の正式名称を記載してください。特に制限はありませんが、「〇〇自治区」「△△町内会」といった名称でよいと解されています。
3	区域	その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていることが必要です。
4	事務所の所在地	団体の事務所の所在地は、1ヶ所に限ります。規約には、地番による明記のほか、「代表者の自宅に置く」、「〇〇集会所に置く」と明記しても構いません。
5	構成員の資格に関する事項	区域内に住所を有する個人すべてが、団体の構成員になり得ること、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを、必ず定めなければなりません。
6	代表者に関する事項	代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事項を明記することが必要です。 また、役員の仕事分掌なども規約に規定したほうが望ましいです。
7	会議に関する事項	通常総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を明記する必要があります。 また、役員を選出方法、事業計画、会費徴収、予算決算、規約の改正等についても規定したほうが望ましいです。 表決権については、特に注意する必要があります。原則的に、表決権は平等（会員個人で一票）である必要があります。しかし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的である場合には、表決権を世帯単位に平等なもの（世帯単位で一票）としても良いとされています。 ただし、規約の変更、財産の処分などの重要事項については、構成員個人で一票の表決権となります。
8	資産に関する事項	固定資産、流動資産を問わず、すべての資産の構成等を定めておく必要がありますので、財産目録を作成してください。 なお、規約には、「資産の構成は別に定める財産目録による」とすることも可能です。

### (3) 認可申請について議決を取った総会の議事録（参考例 P32）

許可を申請することについて、総会で正式に議決したことを確認しますので、以下の議題について審議・承認され、議長及び議事録署名人の署名のある総会議事録（写しで可）を提出してください。

（※規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と押印の両方が必要です。）

**【議決事項】** ※認可申請書類作成の際に必要になります。

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ①認可申請をすることについて  | ②規約の制定について  |
| ③構成員(会員)の確定について | ④代表者の決定について |
| ⑤保有する資産の確定について  |             |

### (4) 構成員の名簿（参考例 P33）

構成員全員の氏名及び住所を記載した構成員名簿を提出してください。

法人等を賛助会員等としている場合には、その法人の名称・所在地・代表者氏名などの記載があるものを提出してください。（名前と住所の記載があれば、既存の名簿でも可）

### (5) 直近の総会資料

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを確認します。（総会に提出した前年度事業報告書、前年度収支決算書、本年度事業計画書、本年度収支予算書）

### (6) 代表者承諾書（参考例 P35）

申請者を代表者として選出する旨を決定したことは、総会議事録で確認しますので、申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書（申請者本人の署名があるもの）を提出してください。

### (7) 区域図

区域及び地番が分かるように地図に赤線等で表示したものを提出してください。

## Ⅲ 認可後の地縁団体

### 1 認可地縁団体の順守事項について

#### (1) 財産目録の作成と設置

認可時及び毎年度末に財産目録を更新作成し事務所への常備が必要です。

#### (2) 構成員名簿の作成と設置

構成員名簿を作成し事務所への常備が必要です。変更後の届出等は不要です。

#### (3) 通常総会の開催

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回は通常総会を開いてください。

#### (4) 認可地縁団体の禁止事項

- ① その区域に住所のある個人の加入拒否の原則的禁止
- ② 民主的運営・自主的活動の原則
- ③ 構成員に対する不当な差別的取扱いの禁止
- ④ 特定の政党のための利用の禁止

### 2 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。

不動産登記をする際は、印鑑登録証明書が必要となります。

■団体名義の印鑑登録・・・原則、代表者本人が手続きを行ってください。

申請場所：市民参加推進課

- 【必要なもの】
- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書（P57）
  - ② 登録しようとする認可地縁団体の印鑑（団体印）
  - ③ 代表者個人の印（市民課に印鑑登録をしてあるもの）

#### 〈印鑑登録できない印鑑〉

- ・ ゴム印その他印形が変形しやすいもの
- ・ 機械製造により大量生産されたもの
- ・ 印影の大きさが、一辺の長さ8mmの正方形より小さいもの
- ・ 印影の大きさが、一辺の長さ30mmの正方形より大きいもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの

■印鑑登録証明書の発行・・・原則、代表者本人が手続きを行ってください。

申請場所：市民参加推進課

- 【必要なもの】
- ① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（P59）
  - ② 登録した認可地縁団体の印鑑（団体印）

### 3 各種税金について

認可地縁団体の税金の取り扱いについては、以下のとおりです。

減免措置を受けるための申請手続き等、詳細については問い合わせ先にてご確認ください。

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行なう場合	問い合わせ先
市税	法人市民税	均等割のみ課税 (申請により減免可能)	均等割と法人税額 ともに課税	市民税課 諸税担当 ☎736-1111
	固定資産税	課税 (用途により減免可能) (詳細は資産税課へご相談ください)	課税	資産税課 家屋担当 ☎736-1111
県税	法人県民税	均等割のみ課税 (申請により減免可能)	均等割と法人税額 ともに課税	春日部県税事務所 課税第一担当 ☎737-2206
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 (用途により減免可能) (詳細は県税事務所へご相談ください)		春日部県税事務所 課税第二担当 ☎737-2209
国税	法人税	非課税	課税	春日部税務署 ☎733-2111
	登録免許税	課税	課税	さいたま地方法務局春日部出張所 ☎752-2339

## 4 告示事項変更手続きについて

代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容に変更があった場合は、市への届出が必要となります。

下記の書類を提出後、書類審査の上告示を行い、告示事項の変更手続きが完了した旨の通知文を認可地縁団体あてに送付します。

### 【提出書類】

- ①告示事項変更届出書 (P44)
- ②代表者承諾書 (P34)
- ③告示された事項に変更があった旨を証明する書類 (総会議事録の写し)

## 5 規約変更手続きについて

規約の内容を変更する場合には、市長の認可が必要となりますので、事前に市民参加推進課へ相談してください。

なお、規約の内容のうち、「団体の名称」「事務所の所在地」「区域」「規約に定める目的」を変更した場合は、告示事項変更手続きを併せて行ってください。

### 【提出書類】

- ①規約変更認可申請書 (P42)
- ②規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③規約変更を総会で議決したことを証明する書類 (総会議事録の写し)
- ④改正後の規約全文

## 6 不動産登記の特例について

### (1) 認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例について

地縁団体が認可を受けたことにより、当該認可地縁団体名義に所有権の保存又は移転の登記（不動産登記）を申請しようとしても、名義人が多数で相続登記がされていない場合など、すべての相続人の確定や承諾を得ることが難しく、登記の申請をすることができない状況にありました。

そのため、平成27年4月1日より地方自治法が一部改正され、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、申請により市長の公告手続きを経て、認可地縁団体が登記申請できる特例制度が設けられました（法第260条の38）。

### (2) 申請の要件

次に掲げる4つの要件（法第260条の38第1項）をすべて満たす場合、特例制度の申請が可能です。

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④ 当該不動産の登記関係者（当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

### (3) 特例制度の申請の流れ

#### (1) 事前準備

- ・書類の作成等について市民参加推進課と相談
- ・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握
- ・所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例制度申請）の同意取得など

#### (2) 総会の開催

各認可地縁団体の規約に定めるところにより総会を開催し、以下の内容について議決を行ってください。

##### 【議決事項】

- ① 申請不動産の所有に至った経緯について
- ② 特例制度を申請することについて

#### (3) 申請

##### 【提出書類】

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（P50）
- ② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③ 特例適用を申請する旨の議決が確認できる総会議事録
- ④ 申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤ 特例を受けるための一定要件を満たしていることを疎明するに足りる資料（P13）

#### (4) 審査

申請要件及び提出書類について、市で審査します。

#### (5) 公告

要件を満たしている場合、下記の事項について市が3カ月以上の公告を実施します。

##### 【公告事項】

- ① 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ② 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
- ④ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

#### (6) 情報提供

公告をした結果、異議を述べるものが現れなかった場合には、登記関係者の承諾があったものとみなし、市は申請認可地縁団体に対し、公告をしたこと及び登記関係者が当該期間内に異議を述べなかったことを証する情報を提供します。認可地縁団体は、この情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記を申請することができますようになります。

#### (4) 特例を受けるための一定要件を満たしていることを疎明するに足りる資料

認可地縁団体が特例制度を申請するための、一定の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料については、次のとおりです。

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

ア 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書

イ 上記アのほか、

- ・ 公共料金の支払領収書
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・ 旧土地台帳の写し
- ・ 固定資産税の納税証明書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 …等

ウ 上記イの資料が入手困難な場合、入手が困難であった理由を記した書面（理由書）を提出するほかに、

- ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等（以下「精通者等」という。）の証言を記載した書面
- ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 …等

- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること

ア 下記の書類

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市町村が保有する地縁団体台帳
- ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） …等

イ 上記アの資料が入手困難な場合、入手が困難であった理由を記した書面（理由書）を提出するほかに、

- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて当該地縁団体の構成員であったものであることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記した書面 …等

④ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

ア 下記の書類

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 …等

※登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料が添付できれば当該要件を満たすことになります。この場合、所在が判明している登記関係者には、特例制度を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

(5) 公告に対する異議申し立てがあった場合

申請不動産の所有権移転等の登記をすることについて、異議のある登記関係者（表題部所有者、所有者の登記名義人、これらの相続人）は、公告期間内に「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」（P51）と関係書類を提出し、異議申し立てを行うことができます。異議申し立てがあった場合は、公告による手続きは中止となります。

市は、認可地縁団体に異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を通知しますので、認可地縁団体は異議を述べた当該者との協議等を行うことが可能となります。

## IV 認可の取消しと解散

### 1 認可の取消し

認可地縁団体が次のいずれかに該当する場合、認可を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法第260条の2第2項各号に掲げられた4つの認可要件  
(P4参照) のいずれかを欠くことになったとき
- (2) 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により  
認可を受けたとき

### 2 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次のいずれかに該当する場合、認可地縁団体は解散となります。

- (1) 規約に定めた解散事由が発生したとき
- (2) 破産手続開始の決定があったとき
- (3) 認可が取り消されたとき
- (4) 解散に関する総会議決で団体構成員の4分の3以上（規約で別段の定めをしている場合は、当該定めによる）の賛成で、解散することが決議されたとき
- (5) 「相当数」（区域住民の過半数）の者が構成員となっていると認められなくなったとき

## V 参考資料

### 春日部市地縁団体認可申請事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2の規定に基づき、地縁による団体（以下「地縁団体」という。）の認可事務に係る申請その他の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請手続)

第2条 認可を受けようとする地縁団体は、その代表者が認可申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認可に関する通知)

第3条 市長は、認可の決定をしたときは、様式第2号により認可の告示をするとともに、地縁団体認可通知書（様式第3号）に当該告示の写しを添えて申請者に通知するものとする。

(地縁団体台帳の作成)

第4条 市長は、前条の認可の告示をしたときは、告示事項を記載した地縁団体台帳（様式第4号）を作成し、これを永久に保存するものとする。

(規約の変更)

第5条 認可を受けた地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）が規約を変更しようとするときは、その代表者は、規約変更認可申請書（様式第5号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、地方自治法第260条の3第1項の規定の該当の有無を審査し、認可の決定をしたときは、規約変更認可通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(告示事項変更の届出)

第6条 認可地縁団体の代表者は、第3条の規定により告示された事項に変更があったときは、告示事項変更届出書（様式第7号）に、当該告示された事項に変更があったことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(告示事項変更の告示)

第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により告示するものとする。

(1) 解散した場合（破産による場合を除く。） 様式第8号

(2) 清算終了の場合 様式第9号

(3) 前2号の場合及び破産による場合を除くほか、第3条の規定により告示された事項に変更があった場合 様式第10号

(告示事項に関する証明書の交付)

第8条 第3条及び前条の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求しようとする者は、告示事項証明書交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した地縁団体台帳の写しを交付するものとする。

(認可の取消し)

第9条 市長は、認可地縁団体の認可を取り消したときは、地縁団体認可取消通知書（様式第12号）により地縁団体の代表者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

春日部市長 あて

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

### 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

## 規約の作成例と留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例のため、規約例及び留意事項を参考としながら各地縁団体の実情に合った定めをしてください。

なお、規約には次の①～⑧の事項が必ず規定されていなければなりません。

- ① 目的、② 名称、③ 区域、④ 主たる事務所の所在地、⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項、⑦ 会議に関する事項、⑧ 資産に関する事項

## 〇〇自治会（町会、地区、区）規約〈例〉

### 第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防犯・防火・防災に関すること
- (5) 生活・文化・健康に関すること
- (6) 市政との協力及び他団体との連絡調整
- (7) その他目的達成に必要と認めること

#### 【留意事項】

- 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載は必須です。
- スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。

（名称）

第2条 本会は、〇〇自治会（町会、地区、区）と称する。

#### 【留意事項】

- 地方自治法上、団体の名称についての制限はありませんので、今までの自治会の名称で構いません。名称の記載は必須です。

(区域)

第3条 本会の区域は、春日部市△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

**【留意事項】**

- 団体の区域が客観的に明らかなものとして定められている必要がありますので町又は字及び地番又は住居表示により表示します。区域の記載必須です。区域の地番については、住宅地図、公図等で確認してください。
- 区域内に点在する未加入者宅地番を含んでいても差し支えありません。

(主たる事務所の所在地)

第4条 本会の主たる事務所は、〇〇集会所に置く。

**【留意事項】**

- 事務所の所在地が、地縁団体の住所となります。「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」とすることも可能です。主たる事務所の所在地の記載は必須です。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会した者とする。

- 2 本会は、正当な理由がない限り第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。
- 3 本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。

**【留意事項】**

- 「区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうること」及び「正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと」を必ず定めてください。また、年齢、性別、国籍等の条件を会員資格として定めることはできません。
- 団体は、自然人たる個人を基礎とするものですから、世帯を会員とすることはできません。
- 区域に住所を有する個人、法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

**【留意事項】**

- 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続が必要となりますので、総会の議決が必要となります。
- 第2項の規定は、賛助会員を予定していなければ不要です。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

**【留意事項】**

- この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続を定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。
- 「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

**【留意事項】**

- 本人の退会の意思確認が必要です。
- 本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。
- 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続の下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。

### 第3章 役員

#### (役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 会計 〇人
- (4) 書記 〇人
- (5) 監事 〇人

#### 【留意事項】

- 代表者必ず会長を1人置くことが必要です。また、会長に事故があったときに備え、副会長が置くことが望ましいです。
- 監事は1人又は複数人置くことが適当です。

#### (役員を選任)

第10条 役員は、総会において、賛助会員を除く会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

#### 【留意事項】

- 監事については会務の執行を監査する職務上、その他役員との兼務を避ける必要があります。その他役員については、各自治会の実情に合わせて設置を検討してください。その際は役員についての職務を明らかにしておくことが適当です。

#### (役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 書記は、本会の議事録を作成する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

#### 【留意事項】

- 法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。
- 「理事」、「班長」等の設置を具体的に定める場合は、「理事は、会長の名により会務を分担し、構成員名簿その他の書類を作成する。」、「班長は、班員と役員会との連絡にあたる。」等職務を明らかにしておくことが適当です。

#### （役員任期）

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 【留意事項】

- 法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間は業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。
- 役員解任の手続を定める場合は、選任の手続と同様の定めをすることが必要です。

## 第4章 総会

#### （総会種別）

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### （総会構成）

第14条 総会は、会員をもって構成する。

#### （総会権限）

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 資産に関する事項
- (4) 役員選任及び解任に関する事項
- (5) 規約の改正に関する事項
- (6) その他重要事項

#### 【留意事項】

- 総会は、運営事項のうち規約において役員会等に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行うとされています。規約の改正、解散の決議等、法律上総会の権限とされている事項や、事業計画および収支予算の決定、事業報告および収

支決算の承認等、認可地縁団体にとっての重要事項は、総会の議決または承認による必要があります。会議に関する事項の記載は必要です。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【留意事項】

- 総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。
- 年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。
- 5分の1の数は規約によって増減できます。ただし、実質的に総会開催が困難になるような割合を設けることはできません。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

【留意事項】

- 臨時総会開催の請求があったときは、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要があります。また、総会の招集通知は、総会の日より少なくとも5日前までには、通知しなければなりません。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

【留意事項】

- 会長は、必ず会員の中から選出されていることにより、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

**【留意事項】**

- 法律上定足数の定めはありませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。
- 定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

**【留意事項】**

- 法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。
- 議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。
- 「この規約で別に規定するもの」とは、特定の事項について出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。

(総会の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 会費決定に関する事項
- (2) 事業計画及び予算の決定・変更に関する事項
- (3) 事業報告書、収支計算書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項
- (4) 集会所の管理運営に関する事項
- (5) ○○○○○○
- (6) ○○○○○○

**【留意事項】**

- 表決権は、会員1人1票を原則とします。
- 第2項は1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。

- どの事項が第2項に該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。したがって、規約変更、財産処分、解散の議決はこれには該当しません。又、役員を選任等をこれに該当させることも好ましくありません。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、この会員は出席したものとみなす。

【留意事項】

- 総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

【留意事項】

- 会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。
- 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに連絡しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

### 【留意事項】

- 団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。
- 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第29条 本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる利益
- (5) その他の収入

### 【留意事項】

- 財産目録は、設立時及び毎年（年度）始め3か月以内に作成を要します。

### (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

### 【留意事項】

- 財産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

### (資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち総会において別に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

### (経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### 【留意事項】

- 団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが適当と考えられます。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告書及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

【留意事項】

- 事業業計画・事業報告及び収支予算・収支決算は、地縁による団体にとって重要事項であり、総会の議決又は承認を受けなければなりません。
- 財産目録は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に作成しなければなりません。ただし、事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回行うことが必要となりますが、通常総会は、年度終了後3ヶ月以内に1回行うのが通例と考えられます。したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において収支予算が議決される日までの間は、収支予算がないこととなりますので、このような不都合が生じないように、例のような規定を設けておくことが、適切と考えられます。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

【留意事項】

- 会計年度の定めについては、別段制限はありません。  
一般的には、4月1日から3月31日まで又は1月1日から12月31日までと定めていることが多いようです。

## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第36条 この規約の変更には、総会において総会員の4分の3以上の議決を要し、その後において春日部市長の認可を受けなければ効力を発生させることはできない。

#### 【留意事項】

- 規約変更は、総会の専権事項です。したがって、役員会等の規定により変更する旨の規定はできません。
- 議決定数の「4分の3」は変更できますが、団体の根本規則である規約の変更は団体において重要事項と考えられますから、少数の会員の意思によって変更されることがないように慎重な検討が必要です。
- 規約変更は市長の認可後にその効力を生じます。

### (解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

#### 【留意事項】

- 解散の事由は、①規約で定めた解散事由の発生、②破産手続き開始の決定、③認可の取消し、④総会の決議、⑤構成員が欠けたこと、とされています。
- これ以外の解散事由を定めることも可能です。また、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができません。
- 解散という重要事項は、総会の決議によるべきであり、役員会等の決議をもって代えることはできません。

### (残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会に類似する目的を有する団体に寄付するものとする。

#### 【留意事項】

- 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属しますが、認可地縁団体の目的からすると、その財産を営利法人や会員に分配することは適当ではありません。そこで規約例のように規定することが適当と考えられます。解散の議決同様、総構成員の4分の3以上の決議を得ることが望ましいと言えます。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

### 【留意事項】

- 認可地縁団体は財産目録を必ず作成し、構成員名簿とともに主たる事務所に備え置かなければなりません。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 【留意事項】

- 規約を施行するにあたっての細則等を定めることについては、会長又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。細則としては、「弔慰金支給規程」、「旅費規程」等が考えられます。

## 附則

- 1 この規約は、 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から 年 月 日までとする。
- 4 この規約の施行時における役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、年 月 日までとする。

### 【留意事項】

- 附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いです。そのため、設立初年度は団体の会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項、第4項の規定を設けることが適当であると考えられます。また、規約改正の経緯が分かるように、改正年月日を記載しておくといでしょう。

## 〇〇年度 〇〇自治会通常総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分～〇時〇分
- 2 会 場 〇〇自治会集会所
- 3 出 欠 総会員数 〇〇人、出席者数 (委任状による出席者を含む) 〇〇人  
規約〇条第〇項により、総会定足数を満たし総会は成立した。
- 4 議 事
  - (1) 法人化の認可申請について
  - (2) 規約の改正について
  - (3) 構成員の確定について
  - (4) 保有資産の確定について
  - (5) 事業報告、決算、事業計画、予算の承認について
  - (6) 法人化の認可申請の代表者選任について
- 5 議長選出  
規約〇条第〇項の規定により、〇〇〇〇氏を議長に選出した。
- 6 議事録署名人の選任  
規約〇条第〇項の規定により、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を議事録署名人に選任した。
- 7 議事の審議
  - (1) 地方自治法第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の全員 (過半数) をもって可決した。
  - (2) 〇〇自治会規約の改正については、出席者の全員 (4分の3) をもって可決した。
  - (3) 構成員の確定については、出席者全員 (過半数) をもって同意した。
  - (4) 保有資産の確定については、出席者全員 (過半数) をもって同意した。
  - (5) 事業報告、決算、事業計画、予算の承認については、出席者全員 (過半数) をもって可決した。
  - (6) 会長の〇〇〇〇が地縁による団体の認可申請の代表者とすることについて、出席者全員 (過半数) をもって可決した。

以上の議事録は、通常総会の議事内容に相違ないことを認めます。

〇〇年〇月〇日

議 長 (印)  
議事録署名人 (印)  
議事録署名人 (印)

**構成員名簿 参考例**

**構成員（会員）名簿**

年 月 日現在

団体の名称 [ \_\_\_\_\_ ]

No. \_\_\_\_\_

番号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		

## 代表者承諾書

# 承 諾 書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する、  
地縁による団体の認可申請にあたり、 年 月 日開催の総会の議決に  
従い、本件申請に関する の代表者となることを承諾いた  
します。

年 月 日

住 所

氏 名

代表者承諾書 参考例

承 諾 書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する、  
地縁による団体の認可申請にあたり、〇〇年〇月〇 日開催の総会の議決に  
従い、本件申請に関する 〇〇〇自治会 の代表者となることを承諾いた  
します。

年 月 日

住 所 春日部市〇〇町〇〇番〇〇号

氏 名 〇〇 〇〇 ←（自署または記名押印）

様式第2号（第3条関係）

春日部市告示第            号

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を認可したので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

年    月    日

春日部市長                    印

- 1 名称
- 2 規約に定める目的
- 3 区域
- 4 主たる事務所
- 5 代表者の氏名及び住所
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- 7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 9 認可年月日

様式第3号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日部市長 印

地 縁 団 体 認 可 通 知 書

年 月 日付でなされた地縁による団体の認可申請については、地方自治法第260条の2第2項に掲げる要件に該当するため別紙のとおり認可した。

様式第4号 (第4条関係)

38

地 縁 団 体 台 帳 (埼 玉 県 春 日 部 市)						
枚数	名称			代表者に関する事項	年月日	年月日
					原因	原因
		年月日認可			告示年月日	告示年月日
		年月日認可			年月日	年月日
		年月日告示			就任	退任
		年月日告示			年月日告示	年月日告示
	主たる事務所				年月日	年月日
		年月日変更			就任	退任
		年月日告示			年月日告示	年月日告示
		年月日変更			年月日	年月日
		年月日告示			退任	退任
		年月日変更			年月日告示	年月日告示
		年月日告示			年月日	年月日
	代表者に関する事項	年月日	年月日		就任	退任
		原因	原因		年月日告示	年月日告示
		告示年月日	告示年月日		年月日	年月日
		年月日	年月日		就任	退任
		就任	退任		年月日告示	年月日告示
		年月日	年月日告示		就任	退任
		年月日	年月日		年月日告示	年月日告示
		就任	退任		年月日	年月日
		年月日告示	年月日告示		就任	退任
		年月日	年月日		年月日告示	年月日告示
		就任	退任		就任	退任
		年月日告示	年月日告示		年月日告示	年月日告示
				認可年月日： 年 月 日		
				台帳を起こした年月日： 年 月 日		

名簿等欄 丁

様式第4号（第4条関係）

名 称		
規約に定める目的		

39

目的欄 丁

様式第 4 号 (第 4 条関係)

名称		
区域		

40

区域欄 丁

様式第4号（第4条関係）

名称	
その他の事項	
	これは、認可地縁団体の地縁団体台帳の写しに相違ないことを証明する。
	年 月 日
	春日部市長

41

その他欄 丁

年 月 日

春日部市長 あて

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

### 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式第6号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日部市長 印

規 約 変 更 認 可 通 知 書

年 月 日付でなされた規約変更認可申請については、地方自治法第260条の3第1項の規定に該当するため別紙のとおり認可したので通知します。

年 月 日

春日部市長 あて

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

年春日部市告示第 号により告示された事項について下記のとおり変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったことを証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由







年 月 日

春日部市長 あて

住 所

氏 名

告 示 事 項 証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記の地縁による団体の同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

様式第12号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日部市長 印

地 縁 団 体 認 可 取 消 通 知 書

地方自治法第260条の2第14項の規定により、 年 月 日をもって、次の理由により認可地縁団体の認可を取り消したので通知します。

（理 由）

年 月 日

春日部市長 あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所在地

・土地

地 目	面 積	所在地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

春日部市長 あて

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

### 記

#### 1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項
  - ・建物

名 称	延床面積	所在地

- ・土地

地 目	面 積	所在地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称  
住 所

- (3) 公告期間

#### 2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

#### 3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市長が必要と認める書類（ ）

（注） この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

# 財産目録 参考例

〇〇自治会財産目録			
〇〇年〇月〇日現在			
科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
現金 現金手許有高	00,000		
普通預金 〇〇銀行〇〇支店	00,000,000		
未収会費 ××年度会費△△名分	00,000		
<b>流動資産合計</b>			00,000,000
<b>2 固定資産</b>			
土地 〇〇. 〇㎡	00,000,000		
建物 〇〇. 〇㎡	00,000,000		
利付国債 〇〇銘柄	000,000		
<b>固定資産合計</b>			000,000,000
<b>資 産 合 計</b>			000,000,000
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
短期借入金 〇〇銀行〇〇支店	000,000		
<b>流動負債合計</b>			000,000
<b>2 固定負債</b>			
長期借入金 〇〇銀行〇〇支店	0,000,000		
<b>固定負債合計</b>			0,000,000
<b>負 債 合 計</b>			00,000,000
<b>正 味 財 産</b>			000,000,000

## 春日部市認可地縁団体印鑑条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、当該認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されているときは、代表者に代わってその者が登録を受けることができる。

- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号へに規定する職務代行者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

### (登録の申請)

第3条 認可地縁団体の代表者又は前条各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）であって認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、市長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が、病気その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、その代理人が申請することができる。

### (印鑑の登録)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る申請書の記載事項と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項とを照合し、適正であると認めるときは、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を作成し、認可地縁団体印鑑を登録するものとする。

2 前項の登録原票には、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日

- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 登録資格
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所
- (11) その他印鑑の登録に関し必要な事項

3 前項に規定する登録は、電子計算機によって行うことができる。

(登録できる印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1 認可地縁団体につき1 個とする。

2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他印形が変形しやすいもの
- (2) 機械製造により大量生産されたもの
- (3) 印影の大きさが一辺の長さ8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30 ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (4) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの

(登録廃止の申請)

第6条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者又はその代理人(以下「登録者等」という。)

は、市長に当該認可地縁団体印鑑の廃止を申請することができる。

2 登録者等は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに市長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

3 市長は、第1 項又は前項の申請があったときは、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。

(登録事項の修正)

第7条 市長は、法第260条の2第11項の規定による届出により登録原票の登録事項に変更(認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)があったときは、当該変更に係る事項につき、職権で登録原票の登録事項を修正しなければならない。

(登録原票の職権抹消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職権で登録原票を抹消しなけ

ればならない。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名が変更されたことにより登録印鑑として適当でないと認められるとき。
- (4) その他市長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めたとき。

2 市長は、前項第3号又は第4号の事由により登録原票を抹消したときは、当該認可地縁団体印鑑の登録を受けている者にその旨を通知しなければならない。

(認可地縁団体印鑑登録原票の改製)

第9条 市長は、登録原票が汚損したとき、又はその他の理由により改製する必要があると認めたときは、当該登録者等にその旨を通知し、その認可地縁団体印鑑の提示を求め、改製することができる。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の申請)

第10条 登録者等は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印し、市長に申請しなければならない。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請者に対し、次に掲げる事項を記載して作成された認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

- (1) 印影
- (2) 認可地縁団体の名称
- (3) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (4) 登録資格
- (5) 代表者等の氏名
- (6) 代表者等の生年月日

2 災害等やむを得ない理由により証明書の作成ができないときは、当該申請者の申出により、登録されている認可地縁団体印鑑の提示を求め、当該印鑑の印影が登録原票に登録されている印影と相違ないことを証明する方法により作成した証明書をもってこれに代えることができる。

(代理人による申請)

第12条 この条例の規定に基づく申請を代理人が行おうとするときは、当該認可地縁団体印鑑の登録を受けている者からの委任の旨を証する書面を添付しなければならない。

(事実の調査)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(閲覧の禁止)

第14条 市長は、登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(春日部市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定による処分については、春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、春日部市認可地縁団体印鑑条例（平成12年春日部市条例第10号）又は庄和町認可地縁団体印鑑条例（平成12年庄和町条例第1号）の規定によりなされた認可地縁団体印鑑の登録及び印鑑登録証明書の交付その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年9月24日条例第36号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

## 認可地縁団体印鑑登録申請書

春日部市長 あて

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 80px;"></div>	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資格)	( )	生年月日	年 月 日
	氏名	印		
住所				

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者  本人 住所 \_\_\_\_\_  
 代理人 氏名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

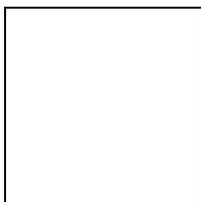
- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 (資格) 氏名欄の氏名の次には、本市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)ただし、本市に住所を有しない方が代表者等である場合には、代表者等が住所を有する市町村の印鑑条例等により登録されている代表者等の個人の印鑑を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 資格 ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

## 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

春日部市長 あて

年 月 日

廃止しようとする  
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(資格)	( )	生年月日	年 月 日
氏名	印		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者  本人 住所 \_\_\_\_\_  
 代理人 氏名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

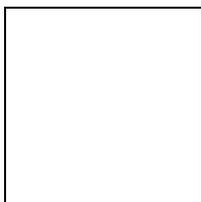
- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合には、本市において登録されている代表者等の個人の印鑑を、(資格) 氏名欄の氏名の次に押印してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)ただし、本市に住所を有しない方が代表者等である場合には、代表者等が住所を有する市町村の印鑑条例等により登録されている代表者等の個人の印鑑を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付してください。
- 3 資格 ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

## 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

春日部市長 あて

年 月 日

登録されている  
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(資格)	( )	生年月日	年 月 日
氏名	印		

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書\_\_\_\_枚の交付を申請します。

申請者  本人 住所 \_\_\_\_\_  
 代理人 氏名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格 ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。